

埼玉県障害児等療育支援事業について

「障害児等療育支援事業」は障害者総合支援法に基づく事業です。在宅の障害児者の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる体制の充実を図ることを目的として、埼玉県が実施している事業です。

○事業の内容

1 在宅支援訪問療育等指導事業

(1) 巡回相談

障害児等の家庭を訪問し、障害児者やその家族に対し、各種相談や指導を行います。

(2) 訪問による健康診査

障害及び介護の状況等から医療機関等における健康診査を受けることが困難な障害児等の家庭を訪問し、健康診査を実施します。必要に応じ介護等に関する指導助言を行います。

2 在宅支援外来療育指導事業

事業所への通所により、障害児者やその家族に対し、各種相談や指導を行います。

3 施設支援一般指導事業

障害児者が通う保育所や放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所等の職員に対し、障害児等の療育に関する技術の指導、助言を行います。

○事業を利用できる方

(1) 埼玉県内（さいたま市及び中核市をのぞく）在住の障害児者、療育が必要な児童及びその保護者（家族）

(2) 施設支援一般指導事業の対象者は、保育所や学校、障害児通所支援事業所等の関係機関

○事業の利用料

利用料は無料です。

○事業の実施方法

各地域ごとに埼玉県が委託している「療育支援事業実施施設」が行います。事業の詳しい内容や利用に関するお問い合わせは各実施施設にお願いします。